

随時監査の結果に係る措置結果について

平成28年2月17日付けで公表した兵庫県警察の捜査費に係る随時監査の結果に対し、公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が同年3月3日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年3月31日

兵庫県監査委員

小 西 隆 紀

藤 川 泰 延

山 本 亮 三

松 本 隆 弘

平成28年2月17日付け 監査報告に係る措置

兵庫県警察の捜査費に係る監査

指摘事項	措置
<p>警察本部少年捜査課及び宝塚警察署において、職員による捜査費の不正受給が396件、794,964円発生した。</p> <p>不正防止のため、捜査費の執行に関する確認・点検の徹底など再発防止に向けた改善策を講じられたい。</p>	<p>少年捜査課及び宝塚警察署において発生した捜査費の不正受給396件、794,964円については、関係した職員全員から、平成27年12月7日に不正受給した金額と年5パーセントの遅延損害金を加算して返還された。</p> <p>また、不正の再発防止策とした総務部長通達の確実な実施と監査報告書の意見にある事務改善策5項目を個別具体的に検討していくとともに、二度とこのような事案をおこさないため、捜査費に関する指導教養の再徹底、捜査費経理手続における基本の遵守、捜査員等の身上把握、所属長が自ら定期的に点検するなど業務管理の徹底を行うこと等により、捜査費の適正な執行を確保し、県民の信頼回復に努める。</p>